

文化ホール利用者向け

会津若松市文化センターを利用される方へ

R 6 年 4 月改定

(1) 利用日時について

利用許可日時は、令和 年 月 日 時 分から
月 日 時 分までです。

利用許可日時には、準備・後片付け・舞台上の清掃の時間が含まれます。時間厳守をお願いします。

スケジュール作成の際、準備及び後片付けに要する時間にご不明な点があれば舞台職員にお問い合わせください。

なお、冷暖房は無料ですが、21 時で全館停止いたしますのでご了承ください。

(2) 利用料金等のお支払いについて

器具利用料金等の精算は、原則として利用日当日になります。

お支払いが後日になる場合には、お支払い予定日を事務所までお知らせください。

(3) 利用料金の減免について

会津若松市内の公共的団体又は文化団体が主催する催しで、会津若松市または会津若松市教育委員会が共催もしくは後援する場合、または会津若松市民文化祭参加行事の場合は、それを確認できる書類を添付することで利用料金が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

(4) 情報公開・チケット販売等について

①利用許可を受けた催しについては、事前に未公表とする要望があるときを除き公表いたします。また、情報解禁日を設定する場合はご連絡ください。

②入場整理券を配布する場合、その券面やチラシ等の印刷物には、入場定員に達した時点で入場できない旨を必ず明記してください。また、優待券等、チケット料金等の購入条件を変更して販売する旨の印刷物を発行するときは、必ず事前にご連絡ください。

(5) 関係官庁等への届出

①火気の使用…会津若松消防署 予防係 Tel.0242-25-1205

〒965-0037 福島県会津若松市中央 3-10-12

[火気の使用とは]

ロウソク、クラッカー、蚊取り線香、スモークマシン、ライター、喫煙、火薬を使った空砲等、舞台上で火気を使用する事すべてが対象となります。詳しくは舞台職員と打合せを行ってください。申請書は文化センター事務所にございます。

②著作権…日本音楽著作権協会 仙台支部 Tel.022-264-2266

③広告物の屋外掲示…福島県会津若松建設事務所 行政課 Tel.0242-29-5427

(6) 施設利用に必要な人員等

- ①搬入・搬出・準備・後片付け・案内・接待・交通整理等に必要な人員は、主催者側にてご用意ください。
- ②ホールには舞台機構、照明、音響設備等の基本的な操作・管理を行うための最小限のスタッフがつかいますが、特定の設備を使用される場合や、演出的な操作が必要な場合などには、専門のスタッフを配置していただく必要があります。

(7) 舞台使用について

- ①利用日の10日前までには、進行表・舞台図・仕込図等をご持参いただくか、FAX、メール、郵送で送付いただき、舞台職員と打合せを行ってください。
- ②会場のお客様へ開演前に、火災や地震の際についてのアナウンスをお願いします。
- ③舞台上での水の使用や、演出上の飲食は、必ず舞台職員にご相談ください。
- ④舞台上での裸足は怪我のおそれがありますので禁止です。演出上やむを得ない場合は、事前に舞台職員にご相談ください。
- ⑤舞台上のフローアポケット等を使用しない場合は、蓋をテープ等で養生してください。
- ⑥風船等（ガスで浮くもの）は使用禁止です。
- ⑦舞台への掛け階段に手摺りを設置することが出来ます。ご利用の際は舞台職員にご相談ください。

(8) 危機管理・避難誘導について

- ①出入口の管理や警備員の配置等、利用者及び来場者の安全確保に十分配慮してください。
- ②万が一の際、スムーズに避難誘導や初期消火等できるよう、別紙「会津若松市文化センター避難経路・消火器設置箇所」をご熟読ください。また、消火設備の周りや避難誘導経路には物を置かないでください。
- ③客席内の避難誘導灯は、構造上消灯できません。演出の都合で減光を希望されるときには、舞台職員にご相談ください。
- ④楽屋等での盗難については、当館では責任を負いませんので、管理にはご注意ください。
- ⑤AED自動体外式除細動器が事務所前に1台あります。

(9) 利用後の清掃について

舞台利用後は舞台上の清掃を必ず行ってください。

控室等も利用後には必ず各室内の表示に従い、椅子や机等を原状に戻してください。

(10) 物品販売について

ホールロビーで物品販売を行う場合、行為許可を受ける必要があります（※当日の催しに関連する物品に限ります）。物品販売等営利行為許可申請書に販売する物品、単価を明記して、利用日の1週間前まで事務所に提出してください。

(11) 募金活動について

募金活動を行う場合、許可を受ける必要があります。募金活動許可申請書を利用日の1週間前まで事務所に提出してください。

(12) 飲食について

客席での飲食は禁止です。飲食をする場合には客席以外の場所ですよう周知徹底をお願いします。

(13) 喫煙について

敷地内は禁煙です。

(14) ごみの処理について

ごみはお持ち帰りをお願いします。弁当の空き箱等は業者に回収をお願いする等して、各自で処分してください。

(15) 駐車場について 別紙「駐車場を利用するには」を必ずお読みください。

(16) その他

①利用責任者

利用に係る責任者及び連絡等の窓口になっていただく方をお決めください。

②ポスター等の掲示や看板、花スタンド等の設置

ポスターや案内等各種の表示をする場合は、掲示場所などについて事務所の許可を受けてください（ガムテープ・両面テープ使用厳禁）。また、看板や花スタンドを設置したときは、業者に回収について必ず指示し、その内容を事務所にお伝えください。

③テーブル・イス

ステージ上手にございます。無料ですが、利用後は元の場所に戻してください。
数量はお問い合わせください。

④ 茶道具等（湯沸かし器、茶碗、急須、ポット）

湯沸室にあります。ご使用の際は事務所にお知らせください。

⑤ 消耗品

事務用品（紙、マジックペン、画鋏、セロハンテープ等）や茶葉、ふきん、おしぼりはお持ちください。使用した茶葉はお持ち帰りをお願いします。
（茶葉はお茶パックの使用をおすすめします。）

⑥公衆電話

ロータリー入口に1台

⑦コピー、FAX

- ・コピー機をご利用いただけます。（1F エレベーター前）
- ・事務所でFAXをご利用いただけます。

FAX送信 全国一律10円／1件（3枚まで）

FAX受信 10円／1枚

⑧楽屋と廊下での電気器具の使用

楽屋や廊下で電気器具を持ち込んで使用する場合は、館内ブレーカーの関係上、事務所に
ご連絡ください。

⑨車イス

中央入口に2台ございます。ご使用の際には事務所にご連絡ください。

⑩本番前の練習について

会館裏やリハーサル室前の廊下などでの音出し、声出しなどは周辺へのご迷惑となります
のでお止めください。

【公益財団法人会津若松文化振興財団】

会津若松市文化センター

〒965-0807

福島県会津若松市城東町 14-52

Tel.0242-26-6661 Fax.0242-26-6665

URL: <https://www.aizu-bunka.jp/>

MAIL: info@aizu-bunka.jp

駐車場を利用するには

会津若松市文化センター・勤労青少年ホーム・老人福祉センターの駐車場は、極めて少なく、近隣施設の駐車場を借用してもたいへん手狭な状況です。

お客様には自家用車による来場はできる限りご遠慮いただくよう、チラシや入場券、案内文等に記載するなど、周知へのご協力をお願いいたします。

また、多数の来館者が予想される場合は、近隣の駐車場の確保もお願いいたします。

1 利用できる駐車場

① 鶴ヶ城体育館東側駐車場（無料/約80台）

体育館利用者が最優先です。申込は不要ですが、日時によっては利用できない場合がございます。

② 鶴ヶ城公園東口駐車場（有料）利用可能時間7：30～18：00

通常、2時間まで300円、以後1時間ごとに100円ずつ加算となる有料ですが、会津若松市文化センター利用者は観光繁忙期のご利用を除き、2時間まで無料の割引サービスを受けられます。割引処理は文化センター事務室で受けることができます。

※割引できない日は[次のページ](#)でご確認ください。

（文化センターのホームページにも掲載しております。）

③ 福島県立博物館駐車場（無料/50台）

利用日の10日前までに、主催者様が直接、県立博物館にお申込みください。

借用許可時間中は駐車場誘導員を必ず配置してください。

【福島県立博物館 総務課 TEL0242-28-6000】

④ 會津風雅堂駐車場（無料/141台）

會津風雅堂で催事がないときに限ります。文化センター事務所からの連絡調整が必要ですので、事前にご相談ください。なお、駐車場誘導員を必ず配置してください。

【會津風雅堂 TEL0242-27-0900】

⑤ 多目的広場（旧陸上競技場）臨時駐車場

借用は有料ですが、減免の措置もございますので、市役所の担当部署へご相談ください。なお、駐車場誘導員を必ず配置してください。

【市役所「まちづくり整備課」 TEL0242-39-1275】

2 駐車場の整理員について

多数の来館者が予想される場合は、次の場所に、駐車場整理員を必ず配置してください。

① 敷地内のロータリーの出入り口・北側駐車場の出入口（混雑しますと緊急車両が入れません。）

② 福島県立博物館駐車場、會津風雅堂駐車場、多目的広場臨時駐車場（詳細については各施設の指示に従ってください。）

※駐車場整理の業者等の紹介を希望する場合は、ご相談ください。